

玉名市介護給付費等費用適正化事業
福祉用具・住宅改修訪問アセスメント業務委託
公募型プロポーザル募集要項

令和元年 8 月

玉名市

1 目的

この要綱は、玉名市介護給付費等費用適正化事業 福祉用具・住宅改修訪問アセスメント業務（以下、「本業務」という。）の委託事業者を公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 委託業務名

「玉名市介護給付費等費用適正化事業 福祉用具・住宅改修訪問アセスメント業務委託」

3 委託業務内容

「玉名市介護給付費等費用適正化事業 福祉用具・住宅改修訪問アセスメント業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

4 委託期間

契約締結日から令和2年3月31日まで

5 委託料の限度額

1,500,000円（地方税及び地方消費税相当額を含む。）

6 参加資格要件

プロポーザルに参加する事業所は、次の全ての要件を満たすこととする。

- (1) 熊本県内に事業所を有し、実際に事業の運営主体となる事業所とすること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (4) 玉名市公共工事請負契約等に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年告示第25条）第2条第4号に該当しないこと。
- (5) その他関係法令、規則に違反していないこと。

7 スケジュール

本業務に係るスケジュールは以下のとおりとする。

内容	時期
実施要項等の公開（公募開始）	令和元年8月9日（金）
質問受付締切	令和元年8月19日（月） 正午まで必着
質問に対する回答	令和元年8月23日（金）
参加申込書等の提出期限	令和元年9月13日（金） 午後5時まで必着
第1次審査結果通知 第2次審査（プレゼンテーション）開催通知	令和元年9月20日（金）
第2次審査（プレゼンテーション）	令和元年10月8日（火）（予定）
第2次審査結果通知・公表	令和元年10月18日（金）（予定）
契約締結	令和元年10月中

8 質問票の受付

(1) 提出物

質問書（任意様式）

(2) 提出期限

令和元年8月19日（月） 正午必着

(3) 提出方法

ファックス又は電子メールによること。送信後は到着の確認を必ず行うこと。

(4) 提出場所

玉名市役所 健康福祉部 高齢介護課

(5) 質問票の回答

- ① 令和元年8月23日（金）までに、玉名市のホームページで回答する。
- ② ①の回答により、募集要項等の追加又は修正があったものとみなす。

9 申込書等の提出

本業務におけるプロポーザルへの参加を希望するものの申し込み方法は次のとおりとする。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式1） 1部
- ② 見積書 1部
- ③ 事業所概要（近年の実績等）6部
- ④ 企画提案書（任意様式） 6部
- ⑤ 定款の写し 6部
- ⑥ 納税証明書 1部

国税・県民税・市民税に係る平成30年度の納税証明書の写し

(2) 提出期限

令和元年9月13日（金） 午後5時まで必着

提出方法 郵送（簡易書留に限る。）又は持参すること。

※ファックス及び電子メールによる提出は受け付けない。

(3) 提出先

玉名市 健康福祉部 高齢介護課 介護保険係

10 プレゼンテーションの実施

(1) 日時

令和元年10月8日（火）（予定）

※時間等詳細については、令和元年9月20日開催通知により連絡

(2) 場所

玉名市役所

(3) 出席者

3名以内

(4) 提案内容の説明

- ① プレゼンテーションは、企画提案書に沿って説明すること。
- ② 説明時間は20分とする。 ※準備時間は含まない。
- ③ 質疑応答は10分とする。

(5) 備品の貸出

プレゼンテーションに当たり機材等が必要な場合は、各者が用意すること。ただし、スクリーンは市から貸し出しが可能であり、使用する場合は事前に申し出ること。

(6) 参加の辞退

参加申込書等の提出後に辞退する際は、参加辞退届（任意様式）を郵送又は持参により提出すること。

1.1 委託先の選定方法

(1) 審査

審査は「玉名市介護給付費等費用適正化事業 福祉用具・住宅改修訪問アセスメント業務等選定委員会」が、プレゼンテーションの審査を「別紙1」のとおり行い、最高点を獲得した1者を本業務の受託予定者とする。ただし、同点となった場合は見積額が低い方を優先とする。

なお、受託予定者に契約を締結することができない何らかの自由が生じた場合は、次点者を新たな受託予定者とする。

(2) 審査結果の通知

審査結果については、プロポーザルに参加した全ての者に文書で通知する。

なお、審査結果についての異議申し立ては一切認めない。

1.2 失格条件

参加者が、次の条項のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案の内容に虚偽がある場合
- (2) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (3) 他の参加者に対して不正な行為をしたと認められる場合
- (4) 定められた以外の手法により、選定委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求めた場合
- (5) 委託料の限度額を超えた場合
- (6) その他、本容量の事項に違反したと認められる場合

1.3 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルに掛かる経費は全て参加者の負担とする。
- (2) 申込書は1者につき1案とする。
- (3) 書類提出後の申込書等の重大事項の修正、変更又は追加は認めない。
- (4) 提出された書類は返却しない。

1.4 問い合わせ先

玉名市役所 健康福祉部 高齢介護課 介護保険係
〒865-8501 熊本県玉名市岩崎163番地
電話番号：0968-75-1339
ファックス番号：0968-73-2362
電子メール：korei@city.tamana.lg.jp

(様式1)

参加申込書

令和 年 月 日

玉名市長 蔵原 隆浩 様

(参加申込者)

所在地

商号又は名称

代表職氏名

印

玉名市介護給付費等費用適正化事業 福祉用具・住宅改修訪問アセスメント業務に係る公募型プロポーザルへの参加について、下記の通り申し込みます。

なお、玉名市介護給付費等費用適正化事業 福祉用具・住宅改修訪問アセスメント業務に係る公募型プロポーザル実施要項に記載の参加資格要件を満たしていること、この参加申込書及び企画提案書等の提出書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

【提出書類】

- ① 参加申込書（様式1） 1部
- ② 見積書 1部
- ③ 事業所概要（近年の実績等）6部
- ④ 企画提案書（任意様式）6部
- ⑤ 定款の写し 6部
- ⑥ 納税証明書（国税・県民税・市民税に係る平成30年度の納税証明書の写し）各1部

【担当者連絡先】

担当部署：

担当者：

電話番号：

E-mail：

(別紙1)

令和元年度 玉名市介護給付費等費用適正化事業 福祉用具・住宅改修訪問アセスメント業務委託採点表

業者名

評価項目	判断基準	劣 ←————→ 優				
		1	2	3	4	5
1. 実施内容	業務内容の趣旨の理解がなされているか。	1	2	3	4	5
	高齢者の自立支援及び重度化防止についての専門的な知識を有し、また住宅改修事業についての課題認識が適切であるか。	1	2	3	4	5
	点検、課題分析の実施方法・手法は妥当で、実施可能なものであるか。	1	2	3	4	5
	理学療法士等の専門職が適切に関与し、点検、課題分析を行えるか。	1	2	3	4	5
	課題分析の結果、申請者、家族及び関係者（事業所等）に理解しやすい助言、提案が行えるか。	1	2	3	4	5
	小計					点
管理体制	関連業務の実績があるか。	1	2	3	4	5
	専門的な業務が安定的に実施できる体制となっているか。	1	2	3	4	5
	必要に応じて福祉住環境コーディネーター等、他の専門的な知見を備えた方が関与することができるか。	1	2	3	4	5
	緊急時・トラブル発生時に管理体制が図られているか。	1	2	3	4	5
	個人情報の保護についての対策が充分であるか。	1	2	3	4	5
	小計					点
ヒアリング	企画提案書に沿ってわかりやすく説明がなされたか。	1	2	3	4	5
	業務に関して取り組みに意欲が感じられたか。	1	2	3	4	5
	質問に対する対応が明確で、かつ迅速であるか。	1	2	3	4	5
	競合他社と比較して妥当な金額であるか。	1	2	3	4	5
	小計					点
合計					点	